

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第28回）			
日 時	平成26年2月17日（月）18時00分～20時50分		
場 所	弘前市役所新館5階入札室	傍聴者	4人
出席者 (16人)	委員 (8人)	佐藤三三委員長、工藤委員、福士委員、清野委員、鹿内委員、島委員 村上委員、三橋委員	
	執行機関 (8人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事	
	その他	一	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 中間報告書の修正について

【結論（審議方法）】

- ・中間報告書に対する各主体からの意見を受けて、中間報告書をどのように修正するかについて議論する。

【意見25 総合計画について（再掲）（類似意見 意見80）】

意見25前段・最高規範性とあるが、総合計画の策定において、この条例には制約されず、尊重するということに留めようとしているのか、条例に基づいて策定しようとしているのか、その位置付けが見えない。

意見25後段・市長の改選等に左右されないということは、市長選挙の際のマニフェストは、この条例によって制約されてしまうのか、その辺が見えない。

意見80・自治基本条例は、まちづくりの仕組みであり、総合計画の内容や個別の事業内容まで拘束するものではないが、解説部分でそのことをより明確にしてはどうか。

【議論】

- ・地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなったので、自治基本条例が制定された場合は、総合計画策定の根拠になる。ただし、内容まで制約するものではない。
- ・総合計画の内容を定めるものではなく、総合計画の策定を定めるものである。
- ・議論の前提として、総合計画の策定義務がなくなったが、策定しないと市の進むべき道が分からなくなるので、総合計画の策定を入れたものである。内容まで縛るものではない。
- ・総合計画の中身までを拘束しないという部分がはっきりすれば、それで解決すると思う。
- ・修正案にすれば、内容が分かりやすくなると思う。

【結論】

- ・自治基本条例で、総合計画の内容まで定めるものではないことを明確にする意見の修正案のとおり修正する。

【意見81 財政運営について】

意見81ア・《方針》②、③の主語はいずれも「執行機関」としているが、財務に関する権限は市長に専属するものであるため、主語を「市長」に修正してはどうか。

意見81イ・《方針》③の財政状況の公表については、説明責任《方針》①の内容と重複するが、その内容を具体的にしたものが《方針》③の内容であるという整理をしていくことを＜解説＞の部分で明確にしてはどうか。

【議論】

- ・アに関しては、機械的な問題なので、そのとおり修正することとしたい。

- ・イに関して、財政運営では結果を分かりやすく公表する。説明責任では、決定に至る過程もきちんと説明するという意味なので、その理解をすれば修正しなくていいと思う。
- ・イに関しては、意見の修正案だとかえって分かりにくくなると思う。

【結論】

- ・ア 意見の修正案のとおり修正する。
- ・イ 修正しない。

【意見 8 2 意見、要望、苦情等への応答義務について】

意見 8 2 ・苦情については、裏を返せば一種の意見ではあるが、聞く側にしても、言う側にしても、あまりいい気持ちはしないものであるが、それでもしっかりと受け止めた上で、誠意を持って対応するという姿勢は、すごくいいことだと思った。

【結論】

- ・賛成意見のため、審議しない。

【意見 8 3 意見、要望、苦情等への応答義務について】

意見 8 3 ・この項目の内容は、執行機関に限定したものとなっているが、議会に対する請願、陳情、要望等への対応を含め、様々な議会活動においてもそれと同様の応答が求められるため、主語に議会を加えてはどうか。

【議論】

- ・意見のとおりなので、意見の修正案のとおり修正していいと思う。

【結論】

- ・意見の修正案のとおり修正する。

【意見 8 4 意見、要望、苦情等への応答義務について】

意見 8 4 ・市民の意見に対して、どのように反映されているのかが見えないという面があると思うため、どういう意見が出て、こういう解決をしたという情報が当事者以外にも分かるような対策を講じてほしい。

【議論】

- ・全部公表ということになれば大変なことになると思う。
- ・町会連合会や商工会議所などでは、市にいろいろな要望を提出するが、全ての市民が公表を望んでいるのかというのは分からぬ。情報を得る手段として、情報開示請求などがあり、広報の仕方で工夫ができると思う。
- ・一つ一つ公表するのは懇切丁寧でいいと思うが、大変である。

【結論】

- ・全ての意見に対して公表することは難しいので、修正しない。

【意見 8 5 危機管理体制の確立について】

意見 8 5 ・危機管理体制の確立については、東日本大震災後数年が経過し、危機感が薄れてきている中で、あらかじめ各主体が協力して備えることで、何かあったときに対応できるのでいいと思った。

【結論】

- ・賛成意見のため、審議しない。

【意見 8 6 危機管理体制の確立について】

意見 8 6 ・災害対策基本法及び国民保護法、さらには、地方自治法においても、生命・身体・財産の3つで表現しているため、それらの3つを表記してはどうか。

【議論】

- ・追加することで文章がおかしくなるわけではないので、修正してもいいと思う。
- ・法で明記しているのであれば、それに準じていい。

【結論】

- ・意見の修正案のとおり修正する。

【意見87 危機管理体制の確立について】

意見87・東日本大震災以来、市民の自助・共助の重要性が高まっているため、市と市民等・関係機関との連携だけではなく、市民が互いに協力、連携して取り組むような内容を盛り込んではどうか。

【議論】

- ・町会連合会では、自主防災組織に取り組む姿勢で研修などを行っているので、新たに盛り込んでもいいと思う。
- ・青森県は自主防災組織率が低いことが、課題となっている。県としても底上げをしようとしているので、一緒に目指していかなければならない。

【結論】

- ・意見の修正案のとおり修正する。

【意見88 情報公開について】

意見88ア・情報公開について、市民が意見を出すにしても、市の取組などを知る必要があるので、市民が意見を出しやすくするためにもいい制度であると思った。

意見88イ・情報公開の部分については、その具体的な方法が分からないとともに、その他の意見としてホームページ等あるが、その方法だけではお年寄りには伝わらないので、具体的な方法をこの報告書に記載すればいいと思う。

【議論】

- ・インターネットが不得意な高齢者の方がいるので、みんなが情報を手軽に入手できればいいという思いからこのような意見が出てきていた。
- ・中間報告書には、効果的な方法及び内容とあるので、具体的な方法の議論だと思う。

【結論】

- ・ア 賛成意見のため、審議しない。
- ・イ 条例制定後の取組で考えることであり、この場では審議しない。

【意見89 情報提供について】

意見89ア・子ども議会で話し合った結果は、学校では報告されたが、市民全員に報告しているのかについて知りたいと思ったが、やりっ放しではなく、こういうことをしたという情報提供にもしっかりと取り組んでほしいと思う。

意見89イ・ボランティア活動などに参加して関わりたいが、その方法が分からぬといいう部分があるので、その情報を必要としている人に、しっかりと情報が伝わるような情報提供のやり方などを今まで以上に工夫して、改善すればいいと思う。

【議論】

- ・修正はしなくていいと思う。情報社会で情報量が膨大なので、どのようにして必要な情報を必要な人に届けるかという整理はしていかなければいけないと思う。
- ・全ての情報を提供するのはきりがない部分があるので、今までいいと思う。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見90ア 意見聴取手続について】

意見90ア・意見聴取手続の項目において、結果だけでなく、マイナス部分も含めて、始まりから終わりまでの経過に関する情報がほしいと思った。

【議論】

- ・公表は、結果だけではなく途中経過も公表することで、現在でも広報ひろさきや議会だよりで特徴が出てきている。そういう観点から、今後の運用に関しての議論になると思う。
- ・情報に関しては、インターネットなど様々な方法が考えられるが、具体的に記載すると、

柔軟な対応が出来なくなる。いろいろな手段を使い行うとあるので、いいと思う。

- ・意見に関してはなるほどと思うが、細かい部分を盛り込むことはできないので、制定後に検討することだと思う。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見 90イ 意見聴取手続について】

意見 90イ・意見を聞く機会を増やすことが大切なので、地区毎や、大学に行って学生に聞くなど、細かく意見を聞いて、それをしっかりと生かしていくことを表すことが大切である。

【議論】

- ・意見をしっかりと生かしていかなければならないが、「あらゆる方法を講じるよう努める」という表現があるので、それに全て入っている解釈をするべきだと思う。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見 93 住民投票について】

意見 93ア・市だけで決めるのではなく、住民一人ひとりの意見を確認することと、その結果が尊重されて、議会で再度話し合われたりすることがとてもいいと思った。

意見 93イ・未成年者は未熟なので、投票権を与えない方がいいのではないか。

【議論】

- ・住民投票の投票権者をどうするかは、別で定めることにしているので、この条例で投票権を定めるものではない。

【結論】

- ・ア 賛成意見のため、審議しない。
- ・イ 中間報告書のまま、修正はしない。

【意見 94ア 住民投票について】

意見 94ア・この条例の重要なところは、条例の位置付けと、議会と執行機関のつながりであり、住民投票では、いつ、どこで、何のためにということをより明確にして、この条例自体がまちづくりにおける希望や夢につながるものにしてはどうか。

【議論】

- ・住民投票の一つという部分は、市政に関する重要な事項が発生した時、どこでというのは定めていないが、何のためにという部分は、住民の意見を確認するためということで、方針の中には記載されている。
- ・別に定める条例の中に、行う理由などが記載されるので、その部分で読めると思う。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見 94イ 住民投票について】

意見 94イ・議会は、市民から出た意見を吸い上げることが役割としてあって、それが選挙につながると思うが、選挙は数年に1回であるため、住民投票でも評価できる場があれば、市民・議会・執行機関は、うまく回っていくような気がする。

【議論】

- ・選挙以外に、議員の解職請求というものが地方自治法で定められているので、中間報告書を修正する必要はないと思う。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見 95ア 住民投票について】

意見95ア・憲法第93条で採用する間接民主制の建前や住民投票を限定的に認めている憲法
第95条に違反するとともに、条例によって、地方自治法の範囲を逸脱して住民
投票を認めようとする点で無効なものである。

【議論】

- 市は住民投票を実施することができるとしている意図として、まず執行機関が住民投票条例を議会に出すという権限がある、議会も条例案を出す権限がある、市民も条例制定の直接請求権という権利を持っているので、市はできるという表現をしている。手続きに関しても、法に定める内容で行うとしていることを書いているので、法令の範囲からはみ出るものを見つめようとしているものではない。
- 直接民主制を導入するとは言っていないので、法令に逸脱しているわけではない。

【結論】

- 中間報告書のまま、修正はしない。

【意見95イ 住民投票について】

意見95イ・住民投票を行ったとしても、一種の世論調査に過ぎず、憲法あるいは地方自治法上、その結果に法的拘束力を持たせることはできないものであり、中間報告書の内容は、法律上は拘束しないかもしれないが、市議会議員は、事実上それに拘束されるというのが大問題である。

【議論】

- 意見24で、尊重規定を修正することとしたが、その対応はどうだろうか。
- 修正すれば、義務付けの規定が弱まるので、訴訟が起きても大丈夫という判断である。
- 意見96に、尊重規定に関する修正案があるので、先に議論してはどうか。

【結論】

- 意見96を先に議論し、その結果で対応を考える。
⇒ 意見96の修正案のとおり修正することで対応することに決定。

【意見96 住民投票について】

意見96・中間報告書に記載している住民投票の内容は、様々な点で誤解を与える可能性があるため、より的確な表現にしてはどうか。

【議論】

- 選挙権を誰に与えるかは、別の条例で定めるとしていたので、誤解を与えない表現にするのはいいと思う。
- 個別設置型住民投票条例の提案をしており、住民投票の詳細については別の条例で定めることにしている。
- 住民に外国人が含まれると誤解している意見がある。
- 住民投票の詳細は、個別の条例で定めるので、その時に議論することになると思う。
- 言い回しに関しては、修正案にすると誤解がなくなるのでいいと思う。

【結論】

- 意見の修正案のとおり修正する。

【意見92 住民投票について】

意見92・安易に導入するべきでなく、削除すべきである。

【結論】

- 住民投票制度の全般については、しっかりと議論の上実施することを想定して、別の条例で定めているので、修正しない。

【意見97 条例の実効性の確保について 類似意見 意見98ウ、99】

意見97・この条例に関する審議会は、市長に対して意見を述べることができるという事実上のオンブズマン制を導入するに当たり、公募の委員だけであれば、民主的な正当性

の確保は難しくなると思うので、委員の選任に当たっては、議会の承認を得るということを付け加えるべきであると思う。

意見98ウ・この審議会がどうしても必要なのであれば、市長以外で唯一、選挙を経て民主的な正当性を付与されている市議会に対して、その選任した委員の承認を得るという項目を盛り込んでほしい。

意見99・方針オの記載は、全ての委員を公募によらなければならないといった誤解を招く可能性があるため、あくまでもその一部の委員を公募により選任して、市民参加により進めるという趣旨を明確にしてはどうか。

【議論】

- ・審議会の公募委員において、議会の承認を得たことがあるのか。
- ・今まで無い。行政実例があり、首長の附属機関の委員の選任権は首長に専属するもので、議会の同意を有する等、首長の選任権を制限する定めはできないとある。意見であるのは、全員公募委員というのが問題ではないかということである。
- ・誤解を招かないよう分かりやすい表現に修正すればいい。

【結論】

- ・意見99の修正案のとおり修正する。

【意見98ア　条例の実効性の確保について】

意見98ア・審議会の調査審議事項の内容及び必要と認めるときは市長に意見を述べができるというものは、市議会の役割であり、この審議会は、市議会の役割をないがしろにするような、すごく強力な権限を持つものである。

【議論】

- ・この審議会の意見が、議員の職務を逸脱しているのではないかという意見だと思う。そういうものではないと解説に記載すればいいのではないか。
- ・この条例は、幅広い分野に影響するもので、考え方というのもいろいろなことに絡まってくる。そうすれば、意見のような心配事が出てくる。
- ・しかし、個人の意見ではなく、審議会の意見として提出する。意見も、公募などいろいろな人の意見を聞かないと、協働という世の中はできていかないと思う。
- ・市民と市が一緒になって協働でやろうと何回も確認してきた。
- ・条例を策定して終わりでなく、進行管理をきちんと行うために審議会をつくるものである。
- ・方針に、条例の運用に関する事項という部分がキーワードになってくると思う。この取り様によって、先ほどの部分が伝わるか伝わらないか。
- ・意見は誰でも言えるが、議会には議決権があるので、その部分が決定的に違う点である。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

【意見98イ　条例の実効性の確保について】

意見98イ・中間報告書の評価という項目で、行政当局は、この自治基本条例に基づいた行政運営がなされているかについて、自己評価するというような項目があり、この評価を議会にかけば、こういった第三者委員会を設ける必要がない。

【結論】

- ・評価の項目にある評価とこの審議会の評価は、対象と趣旨が異なるが、審議会の答申を受けた後、さらに議論を深めていく中で、執行機関において議会との関わり合いを整理することとし、中間報告書の修正はしない。

【意見98エ　条例の実効性の確保について】

意見98エ・ウのことができないのであれば、この項目は削除すべきではないかと思うくらい、運用の仕方によっては、危険性をはらんでいる項目であるため、今後、深い議論

をして進めてほしい。

【結論】

- ・この項目の審議の仕方に対する要望であるため、審議しない。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、3月10日（月曜日）午後5時30分から、最終報告書案について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし